

令和3年 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案 (A)

1 長野県発案の提案

(1) 広域通信制高等学校の学則変更を、認可事項から届出事項に変更

⇒ 学校設置者及び都道府県の認可に係る事務負担の軽減、学則変更の即時性の向上

現 行	提案内容
私立広域通信制高校はすべての学則変更が「認可事項」 ⇒審議会(年1~2回)に諮問が必要	全日制・狭域通信制と同様に「届出」とする (「収容定員に類する」ものは全日制・狭域通信制と同様にこれまでどおり認可事項とする)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針
広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、 <u>高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で</u> 、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、 <u>届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る</u> 。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和

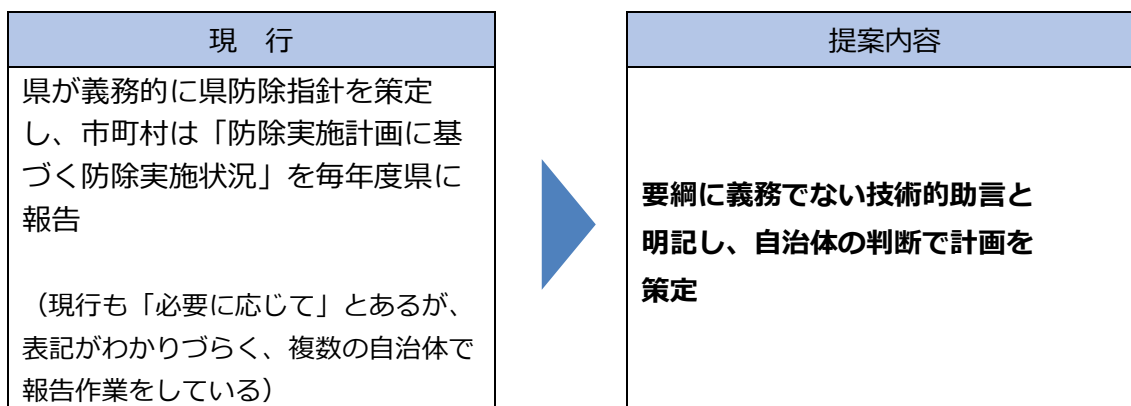
⇒ 申請者による一体的な土地利用が可能かつ農地が荒廃農地になるリスクの軽減

現 行	提案内容
設置事業地に荒廃農地と「それ以外の農地」が混在する場合、一時転用許可期間は3年間 (荒廃農地は10年間)	事業地全体で10年間の一時転用を可能とする

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針
<ul style="list-style-type: none">一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、<u>当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。</u>当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。

(3) 農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化

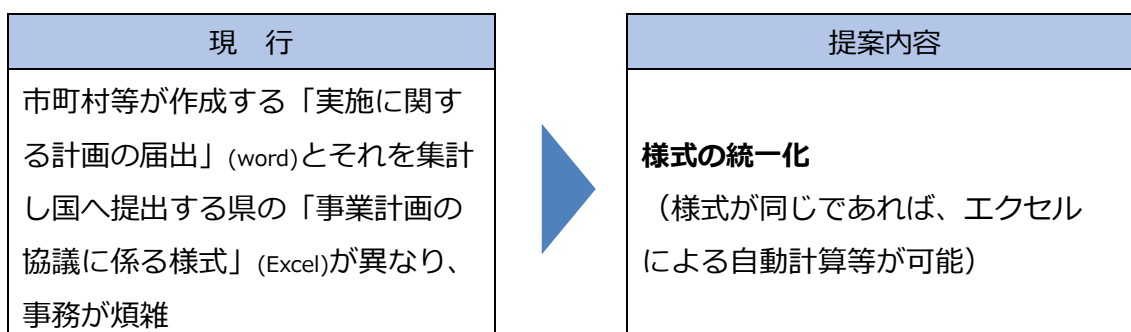
⇒ 市町村での計画作成と実績把握作業及び県でのとりまとめ作業の省力化



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針
農作物有害動植物防除実施要綱（昭 47 農林水産事務次官）で都道府県の行う防疫（29 条から 33 条）に関する措置として策定することとされている、都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。

(4) 地籍調査に関する「事業計画の協議に係る様式」及び「実施に関する計画の届出に係る様式」の統一

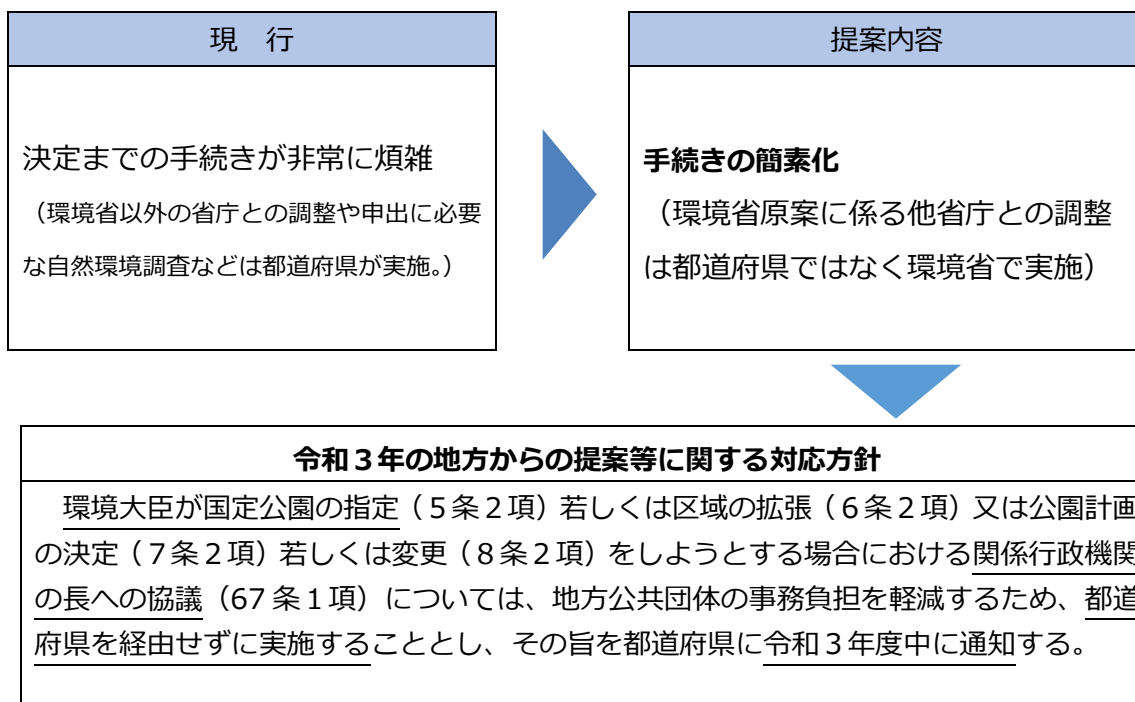
⇒ 都道府県の事務負担の軽減



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針
市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画（6 条の 4 第 2 項）の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。

(5) 国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等

⇒ 都道府県の事務負担の軽減



2 他の地方公共団体等との共同提案

No.	提案及び対応方針
1	<p>社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続の簡素化及びシステム改善 (共同提案団体：秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市)</p> <p>⇒ 対応方針：書類の簡素化、システム機能を改善する</p>
2	<p>土地改良事業関係補助事業における、繰越分及び国庫債務負担行為に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し (共同提案団体：群馬県、茨城県、新潟県)</p> <p>⇒ 対応方針：現行の「交付決定のあった」翌年度の6月10日から「補助事業が完了した」翌年度の6月10日からに改正する</p>
3	<p>保助看法等に基づく業務従事者届のオンライン化による調査票関連作業の軽減等 (共同提案団体：埼玉県、福島県、富山県、岐阜県、松山市)</p> <p>⇒ 対応方針：保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

4	<p>農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和 (共同提案団体：安城市、福島県、福井市、静岡県)</p> <p>⇒ 対応方針：農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件（8条5項）については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。</p>
5	<p>農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化 (共同提案団体：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)</p> <p>⇒ 対応方針：農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書（施行令7条）の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。</p>
6	<p>住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加 (共同提案団体：茨城県、福島県、栃木県、群馬県)</p> <p>⇒ 対応方針：公営住宅の管理に関する事務（公営住宅法（昭26法193）15条）のうち、事業主体（同法2条1項16号）である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする</p>
7	<p>文化芸術による子ども育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等 (共同提案団体：岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会)</p> <p>⇒ 対応方針：文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。</p>

令和2年 その他の提案（B）

1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案

他の地方公共団体等との共同提案

No.	提案及び対応方針
1	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更 (共同提案団体：須坂市、飯山市) ⇒ 対応方針：提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案に整理
2	里親支援専門相談員の障がい児入所施設への配置 (共同提案団体：島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟) ⇒ 対応方針：提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案に整理